

屋外広告物許可申請に係る必要書類

種別	提出部数	申請書	添付書類
① 新設 許可申請する場合 (施行規則第1条)	2部	屋外広告物表示等許可申請書 (様式第1)	① 広告物等一覧表 (※1) ② 位置図 (※2) ③ 配置図 (※1) ④ 仕様書及び図面 (形状、寸法、材料及び構造がわかること) ⑤ 色彩広告面模写図 (カラーの広告図面) ⑥ 建築物又は工作物の構造図及び立面図 (当該建築物又は工作物に表示し、又は設置する場合) ⑦ 設置同意書又は土地貸借契約書の写し (申請者と土地所有者が異なる場合) ⑧ 確認済証の写し (※4) ⑨ 道路法等の許可証の写し (※6) ⑩ 返信用封筒2通 (84円切手貼付) (※8)
② 変更又は改造 の許可申請をする場合 (施行規則第4条)	2部	屋外広告物変更等許可申請書 (様式第3)	① 上記添付書類のうち、変更又は改造に係るもの
③ 更新 許可申請をする場合 (施行規則第3条)	2部	屋外広告物更新許可申請書 (様式第2)	① 広告物等一覧表 (※1) ② 位置図 (※2) ③ 配置図 (※1) ④ 屋外広告物安全点検報告書 (様式第2の2) (許可期間満了の前日3ヶ月以内に実施した点検に係るものに限る。) ⑤ 点検者の資格証の写し (※5) ⑥ 広告物又は掲出物件のカラー写真 (※7) (許可期間満了の前日3ヶ月以内に撮影したものに限り。) ⑦ 道路法等の許可証の写し (※6) ⑧ 返信用封筒2通 (84円切手貼付) (※8)

申請書について

- 宛先は「愛西市長」です。
- 申請は、種別ごとに行ってください。(同種別の広告物はまとめて申請できます。)
- 「広告物又は掲出物件の概要」欄の「種別」は広告板、広告塔、壁面広告等の種別を、「数量」は広告物の数を、「電飾の有無」は広告物のネオンサイン、スポットライト等の有無を「総表示面積」は広告物の表示面積 (最大可視面積ではない) の合計を、「規格」は広告物の寸法 (高さは広告面だけでなく地上からの高さ) を記入してください。**「数量」が複数ある場合で、別紙「広告物等一覧表」を添付する場合の「規格」には、最大のもを記入してください。**
- 「表示又は設置の期間」は、①新設②変更又は改造の許可の場合は、希望期間または「許可日から〇ヶ月 (年)」 (簡易な広告物 (※) は3ヶ月以内の希望期間、その他は3年以内の希望期間) と記入し、③更新許可の場合は、許可満了日の翌日から希望期間 (簡易な広告物 (※) は3ヶ月以内の希望期間、その他は3年以内の希望期間) を記入してください。ただし、許可日は入金日以降となります。(申請から決裁まで1週間程度かかります。)(※) 簡易な広告物とは、施行規則別表第1の2三から七までに掲げる広告物又は掲出物件のこと。(規則第1条第2項)

- 5 「工事予定期間」欄は、許可期間内で記入してください。
- 6 「広告主」欄は、申請者と同じ場合は「申請者と同じ」と記入することもできます。
- 7 **更新許可申請の場合は、期間満了の日の10日前までに提出してください。**（規則第3条第1項）

添付書類について

- ※1 「数量」が2以上の場合は、必ず提出してください。
- ※2 位置図は、表示または設置の場所を赤で囲み、以下の事項を記載してください。
 - ① 当該広告物の位置、広告物等相互の位置及びその間隔（規定以上離れているか）
 - ② **東名阪自動車道・国道1号線・155号線・JR関西本線・近鉄名古屋線・名鉄津島線・尾西線の路端から1000mまでの場合は、路端からの距離**（規則第1条第2項第1号）
 - ③ **突き出し広告・街灯柱広告で電飾を設置する場合は、最も近い交通信号機の位置及び信号機からの距離**（規則第1条第2項第1号）
- ◎ 更新については任意提出としますが、現地確認の資料のため添付にご協力ください。
- ※3 複数の図面をまとめて作成して提出することもできます。
- ※4 広告物が4mを超える工作物で確認申請が必要な場合は、確認済証の写しを添付してください。（建築基準法第88条・施行令第138条第1項第3号 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの）
- ※5 屋外広告物又は掲出物件で高さが4メートルを超えるもので、**2021（令和3）年7月1日以降**に行う点検は、有資格者が安全点検を行い、報告書（様式第2の2）と点検者の資格証の写しを申請書に添付しなければいけません。
- ※6 広告物の設置に際し、道路法・道路交通法等各種法令に許可が必要な場合は、許可証の写しを添付してください。
- ※7 広告物又は掲出物件のカラー写真は、台紙に撮影日（許可期間の満了の日前3月以内に撮影したものに限り）を記入してください。（規則第3条第2項第2号）
- ※8 郵送で手続きする場合のみに必要となります。
- ◎ 広告物が複数ある場合は、どの広告物か分かるように、※1及び※3（又は※7）にそれぞれ同じ番号を付してください。

屋外広告物許可申請に係る手続きについては、郵送でも対応いたします。

- ① 窓口で申請、支払い、受け取りを希望する場合
 - ◎ 許可決裁後に担当者の方へご連絡をしますので、都市計画課にて納付書を受け取り、会計室で手数料を納付してください。納付確認後にその場で許可証を交付します。
- ② 郵送で申請、支払い、受け取りを希望する場合
 - ◎ 申請書を郵送する際に、返信に必要な額面の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
 - ◎ 許可決裁後に納付書を郵送しますので、納入場所（取扱金融機関または愛西市役所）で納付してください。（金融機関により異なりますが、入金までに数日かかりますので、許可日までに余裕をもって入金してください。）入金が確認できましたら、許可証1部を郵送します。（複数申請がある場合で同時に郵送を希望される場合は、重量を確認して切手を貼付してください。）

お願い

窓口・郵送を問わず、申請書に担当者の方の部署、氏名、連絡先をご記入いただくようご協力
願います。(記入は申請者欄の下でも欄外でも結構です。)

担 当：愛西市役所 都市計画課 屋外広告物担当
〒496-8555 愛西市稲葉町米野 308 番地
Tel0567-55-7126